

# 2019年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



デザイン業、機械設計業

## 経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの9割以上を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設しました。

当調査では、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(GDP)の精度向上等に資することを目的としています。

## 回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

## 調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(デザイン業、機械設計業))は事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本書は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

### 記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

## 目次

調査の対象となる事業所	1	③ 本社・支社別	4
廃業、休業等に係る扱い	1	④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	5
① 事業所の名称・所在地等	2	⑤ 年間売上高	6
② 経営組織及び資本金額	4	⑥ 従業者数	10



## 調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(デザイン業、機械設計業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類 小分類726－デザイン業または、同 小分類743－機械設計業のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

「デザイン業」の調査票は、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務が主たる業務である事業所が対象となります。

「機械設計業」の調査票は、製作可能な詳細図面を作成する業務が主たる業務である事業所が対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、備考欄にその旨を記入の上、調査票を返送してください。

## 廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客觀性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類  検索

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

## はじめに

記入欄に事前にプリントされている場合は、プリントされている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

### 1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称	フリガナ (企業名)						フリガナ (事業所名)		
イ 事業所の所在地	郵便番号	—	都道府県・市区町村名				町丁・字・番地・号		
ウ 企業の法人番号	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)						電話番号	( )	—
※貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記の欄に記入してください。									
エ 本社の所在地	郵便番号	—	都道府県・市区町村名				町丁・字・番地・号		
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)						電話番号	( )	—

### 1 事業所の名称・所在地等

#### ア 事業所の名称

- ・名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、本所・本社・本店、支所・支社・支店等までを含む登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の( )書きのように省略しても差し支えありません。

##### 例

株式会社 →(株)	合資会社 →(資)	一般社団法人 →(一社)
有限会社 →(有)	公益社団法人 →(公社)	一般財団法人 →(一財)
合名会社 →(名)	公益財団法人 →(公財)	合同会社 →(同)

- ・点線の左側に企業の名称、右側に事業所の名称を記入してください。

#### イ 事業所の所在地

- ・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- ・事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

##### 例

- 若松町3丁目2番1号   ○ 若松町3丁目2-1   × 若松町3-2-1

- ・ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

## ウ 企業の法人番号

---

- ・法人番号(13桁)を記入してください。
- ・法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- ・法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

## エ 本社の所在地

---

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

## 2 経営組織及び資本金額

才

経営組織	あてはまるものを○で囲んでください。							
	① 会社	② 会社以外の法人・団体	③ 個人経営					
資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

## 3 本社・支社別

キ

### 事業所の本社・支社別

- あてはまるものを○で囲んでください。
- ① 単独事業所(支社、支店、営業所などを持たない事業所)
  - ② 本社(支社、支店、営業所などを持っている本社、本店)
  - ③ 支社(支社、支店、営業所など)

## 4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

ク

- 5 欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。  
※できる限り「① 税込み」を選択してください。

- ① 税込み
- ② 税抜き

### 記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください  
(万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「\*」と記載されている箇所の記入は不要です。

## 2 経営組織及び資本金額

### 才 経営組織

- ・あらかじめプリントされている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。  
また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。

### 力 資本金額(又は出資金額)

- ・貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額(又は出資金額)」に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。

## 3 本社・支社別

### キ 事業所の本社・支社別

- ・あらかじめプリントされている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。  
また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。

## 4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

### ク 消費税の税込み・税抜きの別

- ・⑤以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

## 5 年間売上高 2018年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

ケ	事業所の年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円									
<b>上記「事業所の年間売上高」のうち、「A デザイン業務」、「B 機械設計業務」の年間売上高</b>																			
コ	年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
<b>「A デザイン業務」の年間売上高の業務種類別割合</b>																			
サ	年間売上高	<b>A デザイン業務</b>																合計	
		インダストリアル	グラフィック	インテリア	パッケージ	ディスプレイ	テキスタイル、 ファッション	マルチメディア	その他										
		%	%	%	%	%	%	%	%									100%	
<b>「B 機械設計業務」の年間売上高の業務種類別割合</b>																			
シ	年間売上高	<b>B 機械設計業務</b>								詳細設計	コンサルティング	その他							合計
		基本設計	計画設計	詳細設計	コンサルティング	その他													100%
		%	%	%	%	%													

サ

8 ページ参照

シ

9 ページ参照

### 記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください  
(万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。  
・「\*」と記載されている箇所の記入は不要です。

## 5 年間売上高

### ケ 事業所の年間売上高

- ・事業所の年間売上高には、貴事業所が2018年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。  
なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。  
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ・本社・支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。
- ・当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- ・「事業所の年間売上高」に「A デザイン業務」「B 機械設計業務」以外の売上がある場合、「事業所の年間売上高」と「A デザイン業務」、「B 機械設計業務」の年間売上高の合計は一致しません。

## □「事業所の年間売上高」のうち、「**A** デザイン業務」、「**B** 機械設計業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」について、「**A** デザイン業務」または「**B** 機械設計業務」のうち「\*」が記載されていない業務(主たる業務)の業務別年間売上高を記入してください。
- ・「**A** デザイン業務」及び「**B** 機械設計業務」の内容については、8~9ページに記載されている業務に基づきますので、当該部分を参照してください。
- ・この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類726—デザイン業または、同小分類743—機械設計業のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。具体的には、以下の業務を主たる業務として営む事業所です。

### 【デザイン業務の対象となる業務】

- ・「**A** デザイン業務」は、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務となります。

なお、デザイン業の業務種類は、以下のとおりです。

- ①インダストリアルデザイン    ②パッケージデザイン    ③グラフィックデザイン
- ④ディスプレイデザイン    ⑤インテリアデザイン    ⑥マルチメディアデザイン
- ⑦テキスタイル、ファッショングデザイン
- ⑧その他のデザイン(クラフトデザイン、ジュエリーデザイン、サインデザインなど)

### 【デザイン業務の対象とならない業務】

- ・個人が副業的に行うものやデザイン業務は行っているが、そのデザインにより一貫して製造・販売までを行う業務(衣服製造業、漆器製造業、ディスプレイ業[細分類9291]など)
- ・商業写真業務[細分類7462]
- ・建築設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する業務[細分類7421 建築設計業]など

### 【機械設計業務の対象となる業務】

- ・「**B** 機械設計業務」は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械(※)を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに製作可能な詳細図面を作成する業務が調査の対象となります。

具体的には、電気機械器具の設計、プラント設計、船舶の設計、自動車の設計、航空機の設計、遊園地等の乗り物の設計、遊具の設計などとなります。

(※)ここでいう「機械」とは、中分類25—はん用機械器具製造業(ボイラ・原動機など)、同26—生産用機械器具製造業(農業用機械など)、同27—業務用機械器具製造業(事務用機械器具など)、同28—電子部品・デバイス・電子回路製造業(電子管など)、同29—電気機械器具製造業(発電用・送電用・配電用電気機械器具など)、同30—情報通信機械器具製造業(通信機械器具・同関連機械器具など)、同31—輸送用機械器具製造業(自動車・同附属品など)の中に含まれる対象機械をいう。

### 【機械設計業務の対象とならない業務】

- ・プラントエンジニアリング業務[細分類7499 その他の技術サービス業]
- ・機械設計から製造までを一貫して行う業務
- ・自社の機械(プリント基板、LSIを含む)製造を行うための機械設計業務のみを行っている業務
- ・技術者を一般派遣や特定派遣で派遣することを主たる業務又は専業としている業務[細分類9121 労働者派遣業]
- ・製造を請負う事業所で、設計のみを行い製造業務を外注している業務(卸売業)

など

## サ 「Ⓐ デザイン業務」の年間売上高の業務種類別割合

・⑤の「Ⓐ デザイン業務」の「年間売上高」の業務種類別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。

なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。

業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類区分	内容例示
デザイン業務	インダストリアル 機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品などをデザインする業務
	グラフィック ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどをデザインする業務
	インテリア 室内の構成と装飾などをデザインする業務
	パッケージ 箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む。)をデザインする業務
	ディスプレイ 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドウディスプレイなどをデザインする業務
	テキスタイル、ファッショニ カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、鞄、ハンドバッグ、装身具、スカーフ、履物などをデザインする業務
	マルチメディア デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト(Webなど)などをデザインする業務
	その他 クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など)、ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など)、サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど)、庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、ディレクション、などをデザインする業務

## シ 「B 機械設計業務」の年間売上高の業務種類別割合

・⑤の「B 機械設計業務」の「年間売上高」の業務種類別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。

なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。

業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類区分		内容例示
機械設計業務	基本設計	機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務
	計画設計	基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務
	詳細設計	詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務
	コンサルティング	機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務
	その他	テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務

※プラント設計については、見積もりの形態で区分してください。

## 6 従業者数

2019年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

ス

セ

## (1) 事業所の従業者数

	男	女
①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	人	人
②有給役員	人	人
③正社員・正職員としている人	人	人
④⑤以外の人（パート・アルバイトなど）	人	人
(就業時間換算雇用者数 <sup>注2)</sup>	(人)	(人)
⑥臨時雇用者 <sup>注3</sup> (常用雇用者以外の雇用者)	人	人
総計(①～⑥の合計)	人	人
(うち 別経営の事業所に派遣している人)	(人)	(人)
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	人	人

## (2) 「A デザイン業務」の事業従事者数

## 事業従事者数

(別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。)

人

注1：「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人（パート・アルバイトなど）」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。

注2：「④⑤以外の人（パート・アルバイトなど）」の「就業時間換算雇用者数」は、「④⑤以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷ 責事業所の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。

注3：「⑥臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月末満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

## 6 従業者数

## ス (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
①個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に責事業所の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに責事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
②有給役員	「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員（常勤・非常勤を問わない）で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、責事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、責事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④⑤以外の人 (パート・アルバイトなど)	常用雇用者のうち、「③正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
(就業時間換算 雇用者数)	「④⑤以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を責事業所の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（※）「（就業時間換算雇用者数）」記入例を参照）を記入してください。

## ス (1)事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2019年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

### (※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している。

・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

(1)「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)÷貴事業所の所定労働時間(1週間分)

$$=24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間})$$

$$=2.4(\text{人})$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

## セ (2)「主たる業務」の事業従事者数

（2）「 <b>A</b> デザイン業務」の事業従事者数	
事業従事者数	

例示は「**A** デザイン業務」ですが、お届けしている調査票には「**A** デザイン業務」または「**B** 機械設計業務」とプレプリント(印字)されています。

- ・貴事業所の事業従事者数(※)のうち、調査票にプレプリントされた業務に携わる人数を記入してください。
- ・以下的人は、調査票にプレプリントされた業務に携わる人数の事業従事者に含めないでください。
  - ・主に調査票にプレプリントされた業務に携わる業務以外の業務に従事している人(例えば、プレプリントされた業務に携わる業務以外の業務の就業時間数が、調査票にプレプリントされた業務に携わる業務の就業時間より多い場合)

### (※)事業従事者数

=「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」－「別経営の事業所に派遣している人」+「別経営の事業所から派遣されている人」

**MEMO**



## コールセンターの ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

### 経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】**0120-707-256**(通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6735-9193(有料))

※おかげ間違いのないようお願ひいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

